

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条・項目名	規定の内容	改善内容
条例の名称	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	
条例の概要	子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とするもの	
第 8 条	不安を与える行為の禁止	運用の改善を行う。 ・ 「直ちに危害の発生を防止することができない状態」という規定はあいまいで、罰則を伴うものでもあるので、解釈を明らかにするため、ホームページにて公表する。
第 9 条	威迫する行為等の禁止	
	監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある 13 歳未満の者に対し、不安を与える行為を禁止する規定	
	監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある 13 歳未満の者に対し、威迫する行為等を禁止する規定	

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条例の名称	大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例		
条例の概要	ふぐ販売営業及びふぐ取扱登録者について食品衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する危害の発生を防止することを目的とするもの		
第 3 条	ふぐ販売営業の許可	ふぐの販売等の営業（専らふぐの加工品を販売する営業を除く。）について、営業施設ごとに許可を要することを定める規定	<p>改正を行う。 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品としてふぐを販売することや調理する等の営業を営むときの許可を不要とし、これらの行為に従事しようとする者の登録を不要とする。 ふぐ販売営業を営む施設に置くふぐ取扱登録者の専任を廃止するほか、設備の構造基準を見直す。 営業者の遵守事項として、ふぐ処理登録者でない者をふぐ処理に従事させるときの方法やふぐの有毒部位を専用容器に施錠した状態で保管することを追加する。 ふぐ取扱登録者の遵守事項に、的確なふぐの処理等を追加する一方、器具の洗浄等を廃止する。
第 4 条	許可の基準	ふぐの販売等の営業許可に当たり、食品衛生法上の許可を受けていること等の基準を規定	
第 8 条	営業者の遵守事項	営業者の遵守事項（処理をしていないふぐをふぐ処理場を設置していない営業者に販売しないこと、ふぐ処理場を設置していない場合にあっては処理をしていないふぐを販売に供するために保有しないこと等）を定める規定	
第 12 条	ふぐ取扱登録者の登録	業としてふぐの処理、加工、調理又は販売に従事しようとする者は、知事の登録を受けなければならないことを定める規定	
第 15 条	ふぐ取扱登録者の遵守事項	ふぐ取扱登録者の遵守事項として、除去した有毒部分の処分の方法等について定める規定	

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条例の名称	大阪府温暖化の防止等に関する条例	
条例の概要	地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とするもの	
第 30 条	電気需給対策計画書の作成等	小売電気事業者等は、電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策についての計画、電気の需要の予測及び供給能力の状況等を記載した電気の需給についての対策に関する計画書の作成及び知事への届出が必要な旨を規定
第 31 条	電気需給対策報告書の届出	小売電気事業者等は、電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策並びに電気の需要及び供給の実績を記載した報告書の作成及び知事への届出が必要な旨を規定
		<p>改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気の需給の見通しに照らして知事が必要ないと認めるときは、小売電気事業者等が行う電気の需給についての対策に関する計画書及び報告書について、作成及び届出を不要とする。

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条例の名称	大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例		
条例の概要	蜜蜂の飼育に関し、蜜蜂の群の配置を適正にする等の措置を講ずることにより、養蜂の振興を図るとともに、蜜蜂による危害を防止することを目的とするもの		
第 4 条	飼育の届出等	蜜蜂の飼育を行う者は、知事への届出が必要な旨を規定	<p>改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出の対象者は少なく、また危害事例も発生していないことから、届出を不要とする。

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条例の名称	大阪府港湾施設条例		
条例の概要	港湾施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの		
第 3 条	使用の許可	<p>港湾施設を使用する場合に知事の許可を受けなければならないことを規定</p> <p>また、使用に当たっては、港湾施設の種類ごとに、貨物や船舶の種類等を制限できることを規定</p>	<p>審査基準の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の審査基準の記載が貨物や船舶の種類を制限できることが明確でないことから、明確にする。

規制条例等の点検結果一覧（平成 29 年度）

条例の名称	大阪府屋外広告物条例		
条例の概要	屋外広告物等の表示又は設置を禁止し、又は制限する区域、屋外広告業の登録等に関する事項について定め、併せて法の施行及び屋外広告物等の規制に関し必要なその他の事項を定めることにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とするもの		
第 6 条	危害の防止等	広告物の設置管理者に対し、広告物の補修等必要な管理義務を課す規定	<p>改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示又は設置を禁じている広告物又は掲出物件を具体的に規定する。 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に、広告物又は掲出物件の点検及びその結果の知事への提出を義務付ける。